

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和4年7月5日（火）
開会 午前10時5分
閉会 午前11時44分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）片岡健一郎、（副委員長）須藤智子
（委 員）谷平敬子、宮川隆
- 5 欠席委員 （委 員）榊谷規子
- 6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員、大野慎治議員
- 7 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 8 委員長あいさつ
- 9 議長あいさつ
- 10 協議事項

（1）6月定例会の振返りについて

（議員提出議案第1号の審議について）

須藤副委員長：議員提出議案第1号の審議において、提案説明の後に議員からの挙手により発言があった。意見書本文の訂正に係る発言であったが、上程前の代表者会議を経て、代表者が署名のうえ上程された議案であった。本会議でそのような発言があったことに対し、いかがなものかと考えるがどうか。会派内での調整はどのようになっているのか。事前ならばわからなくもないが、本会議という場での発言としてふさわしかったのか。発言は2件あった。

大野議員：議会運営委員会の資料に、最初、裏面がなかったから、その場で発言出来なかった。提出先にあの段階でまさか入ってなかったと思ってなかったから。今まで入っていたものが入ってなかったからご指摘させていただいた。

須藤副委員長：提出者が意見書提出先をそれで良いと言っているのだから、敢えて付け加える必要はないのではないか。

宮川委員：副委員長の発言は理解できるが、発想を変えれば、議会の最終的なチェック機能が正常に機能したのか。より良いものを提出するという観点からいけば、内容にまで踏み込んで内容を変えるなんて提案は論外と思うが、表記の統一性を図るという意味で、正確なものを提出するという意味合いで機能したかなと私は捉えた。

谷平委員：年号や提出先に関する提案であったが、代表者会議で各代表者が認めて署名したものであるので、あの場で発言しなくても良いのではと考える。

須藤副委員長：訂正を申し出るのであれば、本来は訂正文書を提示すべきではないか。

片岡委員長：代表者会議で了承を得られた議案であることは承知のところである。今回は、了承を得ているが訂正の発言がなされたところである。本来ならば代表者会議で軽微な誤りも含めて直すというのが理想である。そこで漏れてしまったというのは仕方ないが、本会議を振り返ると口頭による訂正で採決まで進んでしまったことに問題があったと考える。

須藤副委員長：一旦会議を止めて休憩する必要があった。

片岡委員長：一旦休憩して発言に対する議会運営をどうするか、修正案を提出するなどの方法が考えられた。仮に執行機関であるような状況になれば正誤表等での対応になったと思われるし、議会もそういった手順を踏むべきであったと考える。皆さんも認識は同じと考えるので、今後は簡素化せずに適切な手順を踏まえて対応したい。

各委員：異議なし。

片岡委員長：一旦会議を休憩して適切な判断ができるようにしたい。

伊藤議長：あのときに誰であったか「修正」という声が聞かれた。休憩は取らずに採決を行うに至ったのであるが、今後は休憩を取るなど間を置いて、適切な運営に寄与するよう気をつけたい。

関戸副議長：一点確認であるが、挙手があったのは質疑の際であったか。訂正すべき発言はどこで行うのが相応しいか。

須藤副委員長：議員提出議案は質疑・討論を省略していないか。

関戸副議長：何のための挙手であったかよくわからなかった。その手順も疑問だし、議案に対し疑問に思うことは誰にだってあり得ることかなと思ったので、挙手のタイミングはあれで良かったのかどうか。今日中に決める必要はないが、今後に議論が必要かなと思われる。質疑でもないし、休憩を求めることになるのか。

宮川委員：何が1番正解かは皆さんで決めていただければ良いが、あの時点で原案は成立している。それを訂正するのであれば修正案を提出するのが本来の在り方であると思う。修正案が出てくると、修正案を先に採決して、可決となったならば、原案はみなし不採択となるのが本来の在り方と認識するが、原案を否決するのが対面上良いのかという疑問が残る。それも含めて在り方を見直す必要があるかなと考える。

伊藤議長：原案は可決である。表記に関する意見はあったが修正ではなかったと認識するがどうか。

宮川委員：例えば、執行機関側の条例ならば、議決後に軽微な字句の訂正を

要するものが見つかった場合、それを議決後に訂正するなんてあり得ないことだと思うが。であるならば、原案は残っているわけなので、原案を撤回して新たなものを提案し直すのか、修正案を採択して原案をみなし不採択にするのかのどちらか。それを含めて議論いただきたい。

議会事務局長：今回のものにしろ内容を変えてしまうようなものではなかった。軽微な範囲での訂正と捉える。今回は正誤表を書面で提出する必要があったかと考える。正誤表を認めたうえで原案を採決するのが正しかったのではないか。修正が必要になる程度であれば、改めて修正案を提出する必要がある。

片岡委員長：修正案が提出された時点で原案は生きているか。

議会事務局長：そのとおりである。修正案が提出されたならば先に修正案を審議する。

片岡委員長：まとめると今回は正誤表による訂正を加味して原案を諮るのが適切であった。

関戸副議長：訂正や修正を求める必要があるときは休憩の動議という理解で良いか。休憩中に訂正の正誤表や修正案の提出についての議会運営を協議するという理解で良いか。

片岡委員長：そのとおりで、今後に同様な発言が必要ならば、休憩の動議に始まり、議会運営委員会で協議することとなる。

（一般質問通告要旨に係る一部質疑が行われなかった点について）

須藤副委員長：大野議員の一般質問において一部の質疑が行われなかったようだがなぜか。

大野議員：失念していた。失念した質疑に対する答弁を用意されていた方に対して謝罪した。残り時間を気にして飛ばしてしまった。

伊藤議長：議長として気付いたのだが、もしかすると意図するところもあって省略されたのかとも思い注意はやめたのだが。

須藤副委員長：時間がないため省略したのであれば、その旨は発言すべきであろうし。

大野議員：失念してできなかった。

宮川委員：我々も行を飛ばすことはある。質問が前後してしまったこともある。議会運営に係る最終的に判断できる者は議長なので、議長が疑問に感じた時点で質問するのは何ら問題ないものとする。

伊藤議長：今後、気になる点が見受けられたならば議長から確認させていただく。

片岡委員長：私たちも議会運営に気にかける必要もあるが、今後は議長からも気付いた点については、都度の確認を行っていただきたい。議員は、質問時間の関係等で質疑を行わない場合は質問席からその旨の説明をいただきたい。

伊藤議長：確認を怠ってしまった点については、反省としたい。

宮川委員：確認がなかったからといって全てが議長の責任ではない。

（一般質問において同じ内容の質疑を市長と教育長それぞれに通告していた件について）

片岡委員長：一般質問に関して同じ内容の質疑を市長、教育長それぞれに質疑されていたようだが、答弁は同じ内容になるのではないか。私的な発言にはならないだろうから、何か意図するところがあったのか。

大野議員：よそで市長がトップダウンでやろうというところもあるので、教育長にも尋ねる予定であった。

片岡委員長：同じ答弁となる可能性も承知してみえたか。

大野議員：市によって市長のトップダウンかそうでないのか違う。

（財務常任委員会での資料提供について）

伊藤議長：財務常任委員会の中で議員が資料要求を行った。事前に全員協議会で議案説明があったし委員会ではなく事前の資料要求の方が良かったのではないかと考える。要求された側は戸惑うのではないか。

議会事務局長：定例会初日の先議での議案審査でのことであったかと記憶する。補正予算で過去にも同内容の補正があり、過去は資料の積算の内訳が細かく示されたが、今回はそうでなかった。丁寧な資料の出し方をお願いしたいという主旨のものであったかと考える。議長が言われるように、全員協議会でも議案説明があったので、委員会ではなくて、予めの資料要求も可能であったかと思われる。

宮川委員：本定例会のことではないが、以前にどのような場であったか定かではないが、臨時会であったり、追加議案の補正予算であったり、執行機関の資料が雑であった。それに対して市長に対して申入れをしたような記憶がある。その一連の流れの中での要望ではなかったのかなと思われる。この数字が導き出されるための根拠は示してほしい。ものによっては、国からの100%補助だから、はいどうぞというわけにはいかない。丁寧な取扱いをしてほしいという思いからの発言だったかと思われる。

伊藤議長：全員協議会での執行機関からの様々な報告について、宮川委員が

言われるような申入れをしたことがある。口頭による説明だけではわかりにくい内容もある。全員協議会はなるべく資料を出してほしいということは伝えている。今回のことがそれに該当するのかわかりづらい。

宮川委員：議会側も一定配慮して、事前に通告しないと資料は出せないよという意味と考えるが、1枚コピーして済む資料もあるだろうし、新たに作成しなければならない資料もあるだろう。そういう意味で議会がなんでもかんでも要求しても不可能なものもあると思われる。疑問に思ったことは事前に伝えておくという姿勢も必要なのかわかりづらい。

片岡委員長：今回の問題は、委員会で突然要求されたというところが問題になったのかわかりづらい。議案審査には細かい資料があった方が効果的な議論にも繋がると思うので、疑問に思うようなことがあれば早め早めの対応を心掛けたい。

宮川委員：3月定例会で当初予算としての説明があり、今回はその補正であった。増額部分がわかりづらかったということである。

（２）その他

（8月全員協議会の開催日時について）

- ・8月17日（水）午前10時と決した。

（陳情の取扱いについて）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・9月定例会に向けて各委員が資料（陳情）を読み込み、会派でもその取扱いを検討するものと決した。

【質疑】

関戸副議長：受理した陳情は、送付か全議員への配付の二通りが考えられるということで良かったか確認する。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

（令和3年度決算（議会費）に係る主要施策について）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・9月定例会の議案資料である「主要施策の成果報告書」（議会費）に係る資料であることを報告した。

【質疑】

宮川委員：製本前の最終形と捉えて良いか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

（令和５年３月（第１回）岩倉市議会定例会会期（案）について）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

・会派で検討いただくものと決した。

【質疑】

片岡委員長：最終日の委員長報告のために作成している議事録の完成を待つ必要があるのか。昨年総務の委員会録画を見ながら委員長報告を作成していたがどうか、常任委員会の委員長の意見を聞きたい。

宮川委員：今年度は、１期目の議員が各常任委員会の委員長に選任されている。

片岡委員長：最終日をもっと早くした方が良いという意見があればと考えての提案である。

宮川委員：執行機関にも無理のない会期で決定していければと考える。

大野議員（議会広報委員会委員長）：市議会だよりの編集を考えたときにも、月の２４日には閉会となるような会期であると助かる。

関戸副議長：一般質問の日程を委員会の後にしたら会期が短くなるのではないか。

議会事務局統括主査：厚生・文教常任委員会招集日から数えて最終日が決まるので、委員会の後に一般質問が予定される分、予備日が幾日か減るので、それはそのとおりである。

関戸副議長：また、委員会議事録が間に合うような日程で会期案を作成しているが、議事録を参考にしないのであれば短縮も可能なようだ。議事録作成が間に合う日程で一般質問を委員会の後にしたときに資料の会期案よりも会期を短くすることは可能か。

議会事務局統括主査：可能である。

関戸副議長：委員長報告に関する議事録作成と一般質問を行う日程ということでの提案である。

大野議員：一般質問が委員会の後になる会期案を作成したうえで協議してみてはどうか。

片岡委員長：一般質問２日間を動かすとするすると閉会日が２日間早まって３月２３日になるという解釈で良いか。

議会事務局統括主査：そのとおりであるが、予備日を減らすことで、委員会予備日が１日になってしまう。

関戸副議長：予備日が１日で良いかという心配か。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

片岡委員長：予備日は3日必要か。

議会事務局統括主査：どうであろうか。1日は最終日を見据えて全員協議会が開催されるであろう。最近はないが、委員会審査の一部審査を会期内で持ち越すということも過去にはあった。数は少ないが連合審査会開催のため日数を必要とする場合もあった。そう考えると少なくとも2日間は必要かと考える。

関戸副議長：財務常任委員会を4日間予定しているが今までも4日間審査に要していたか。

議会事務局統括主査：まちまちである。早くて2日半で終わったこともあるし、4日目まで要したこともある。

宮川委員：財務常任委員会の日程を減らすのであれば、その分を午後5時まで審査するという考えもある。

片岡委員長：一般質問の日程を動かすだけで会期は縮まるようだ。会期案の候補をいくつか用意してもらっての議論としたい。

議会事務局統括主査：確認する。現在の資料のほか、一般質問を委員会の後の日程とするものと他は。

関戸副議長：現在のもので財務常任委員会を3日間にしたものはどうか、結局会期は変わらないか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。財務常任委員会が1日減ったとしても予備日が1日増えるだけである。財務常任委員会4日目が予備日に置き換わるだけである。

関戸副議長：資料の会期を短くするのであれば、委員会議事録を待たずして最終日を迎える会期になってしまう。

片岡委員長：委員会議事録は間に合うべきというところで先ほどまとまった。

宮川委員：委員長しだいである。

須藤副委員長：委員長は動画を見ながら委員長報告を作成することになるかどうか。

谷平委員：それは難しい。

片岡委員長：委員会議事録の作成を待つこととする。現行の会期と一般質問を委員会の後にする会期を比較しながら検討したい。

宮川委員：短縮すると費用がかなり上がるはずだったと記憶するが。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

（特定の資料要求について）

関戸副議長：先月、定例会の最中ではあったが、資料要求書を提出された日

から受領希望日時までの期間がたいへん短いものを要求された議員があった。議長から即日請求しても、執行機関にとっては、土日を除いたら3日間程度しかなかった。受領希望日時からは、定例会最終日を残すだけであったが、どういうことか議員をお呼びして議長が尋ねることとした。議員からは配慮が足らなかったという発言があった。資料要求の際の受領希望日時であるが相応の時間が必要ではないかと考えるところである。資料要求は法令等の根拠に基づいて運用しているものではない。そのためか受領希望日時までの期間に取り決めがない状況でもある。公文書公開の制度は条例に基づいた運用とされていて、申請から2週間程度の準備期間がある。これと比較してどうかと考えるところである。

片岡委員長：緊急性を要する場合もあるであろうが、資料を要求してから受領までは公文書公開制度に倣って2週間程度は必要ではないかという提案であり、執行機関の要望ということである。

関戸副議長：おそらく各議員は資料を要求するときに担当課と話をして資料をどれくらいの期間で出せるかなどは確認して要求されているものであると思うがどうか。

片岡委員長：基本は、受領希望日時まで2週間程度は期間を取っていただきたい。ただし緊急性のあるものは別であるとして運用されたい。

大野議員：私は担当課長と確認して資料を要求している。担当課長との確認が取れて2週間以内で出してもらえるものはその日にちで要求するということでも良いか。

片岡委員長：担当課長と確認が取れているならば、それは良いかと考える。

宮川委員：緊急を要する場合とはどのような場合か否かの判断はどこが決定するか。

片岡委員長：資料要求は、議長名で市長へ依頼することになるので、議長である。

（9月定例会決算審査（決算証書類審査）に係る資料要求について）

関戸副議長：昨年の決算証書類審査に係る資料要求の締切は書類審査2日目の午後5時であった。3日間書類審査の期間はあるのだが、3日目は資料を要求できないわけだが、今年度も同じく締切は2日目の午後5時か。

宮川委員：過去から書類審査は行ってきたが、2日目の午後5時までは資料を作成しなければならないもの、コピー程度のものであれば3日目の午前中という運用であったと記憶する。

関戸副議長：大野議員が言われるように相手がある話なので、相手が了承す

れば良いことだとは思いますが。

宮川委員：どこに基準を持つかという議題であるかなと思う。全てを2日目で切るのか。

関戸副議長：去年はどうであったか。

議会事務局統括主査：去年は9月定例会前にこの件はかなり時間をかけて議論した。次回の9月定例会は、昨年と同様に決算書書類審査が厚生・文教常任委員会と財務常任委員会の間に行われるという順序が決まったところである。決算証書類審査を行う中で提出される資料要求は、財務常任委員会で質疑するための資料が求められていると思われる。この会期で決算証書類審査3日目まで資料が要求できてしまうと皆さんが資料を必要とするのは次の日であるから、そもそも執行機関が資料を揃えきれないとして去年は2日目までを期限とした。関戸副議長がおっしゃるように資料要求は決算証書類審査時のものとそれ以外の平常時の資料要求の大きく2種類になる。通常時はまだ日数的に余裕があるのだが、この決算証書類審査に係る資料要求はとにかく時間がない状況である。一昨年の決算証書類審査における資料要求で結果的に紙100枚を超える資料の要求があった。これが昨年の大きな課題として議論していただいたところであるが、昨年の議会運営委員会で決算証書類審査における資料要求は、審査会場で担当課長と日にちまでに当該書類を出せるものかなど確認したうえで資料を要求してくださいと口酸っぱく念押しされて実施されたところである。

議会事務局長：補足すると、昨年の9月定例会の後に執行機関からは資料要求の締切時間を30分間早めてほしいというお願いをいただいた。9月定例会を振り返る議会運営委員会の中で、執行機関の要望に応えることで決算証書類審査に係る資料要求の締切時間を2日目の午後4時に決定している。

片岡委員長：昨年の議会運営委員会の決定を引き継いで、次回9月定例会の決算証書類審査に係る資料要求の締切日時を2日目の午後4時と確認する。会派で昨年の決定事項を基に検討いただきたい。

宮川委員：現在は答えるに困難な質疑をする議員は見当たらないが、決算証書類審査の3日目に疑問に感じたことを資料要求できないまま財務常任委員会が開会すると執行機関は質疑を予期せぬままに答えなくてはならなくなる。逆の見方をするならば資料要求は聞かれることを推測する材料になるのではないかと考える。書類の審査は可能だが、資料要求はできないとなるとそういった弊害が生じるおそれもあるのではないか。

片岡委員長：3日目まで資料要求を良しとすると執行機関が議員の要求に応

えることが物理的に不可能になってしまう。

須藤副委員長：整理すると期限を２日目までにしたのが昨年で、一昨年までは３日目まで資料要求は可能であった。

宮川委員：気になるところから優先的に書類を見ていくということでも対応はできる。

片岡委員長：決算証書類審査に係る資料要求の締切日時は現時点では２日目午後４時として会派で検討いただきたい。

（陳情の取扱いについて）

関戸副議長：しばしば陳情を請願並みに扱うとして委員会に諮ったうえで採決まで行われているのだが、その議会運営自体がどうなんだというところからの議論が必要と考えるがどうか。

須藤副委員長：それは黒川議員が議長の時ではないか。

宮川委員：記憶の範囲内のことになるが、陳情は紹介議員が必要ではないことから陳情にとどまっている。議会運営委員会かどの会議の場合記憶がないが、これは、紹介議員はないけれども請願のように採択してはという意見があり、どの議員も異議がないところで請願のように採決したのが始まりでそのときの議長がたまたま黒川議員であったと記憶する。その取扱いに関しても議会運営委員会に関するものと思われるので、議会運営委員会が良しとすれば取り扱っても良いものとする。ここは多数決の場合なので賛同が多ければ陳情を請願として取り扱ってあげても良いのでは考える。

大野議員：陳情者が意見陳述に見えればいつでも請願並みに取り扱っても良いと考える。意見陳述に來られない陳情は全議員の配付にとどめても良いのではないかと考えている。６月定例会で取り扱うべき陳情の数は多かったが意見陳述は１件もなく、委員会ではどれも聞き置くとしたところである。

関戸副議長：配付という意味は送付しないということで良いか。

各委員：そのとおりである。

大野議員：陳情者の意見陳述の有無によって陳情の取扱方法を変えるという提案である。

谷平委員：意見陳述に急に來る、又は來られなくなったということもあるのではないか。

宮川委員：意見陳述の有無は、陳情提出時に事前に確認している。

関戸副議長：要綱上はどのようなか。

議会事務局統括主査：今のご意見は岩倉市議会の要綱上にはない取扱いで、

陳情の取扱いというのは各市議会でもちまちである。陳情者が市内市外で取扱いが変わる場合もあると聞いているし、大野議員がおっしゃるように陳述をされるされないで対応が違う市議会もあるだろうし、全国的にも、同じ愛知県内を比較してもまちまちである。県内では陳情の採決を行っている市議会もある。そのような市議会の事務局に請願との違いを尋ねたこともあるが、請願と特に違いがないとの回答で驚きはした。

関戸副議長：先程の宮川委員の発言に戻るが、陳情を請願並みに扱いたいとする議員が議会運営委員会に諮問して決定を待つという流れを想定するかどうか。議会運営委員会が合意したならば特定の陳情を請願同様に審査していくという考えで良いか。

大野議員：陳情を請願並みに取り扱うのは送付された常任委員会である。

片岡委員長：これまではそのようであったが、それを議会運営委員会で決定するのかということに思うが。

関戸副議長：そういうことである。

宮川委員：送付するかどうかを決定するのは議会運営委員会である。

片岡委員長：議会運営委員会は陳情として送付したのに送付を受けた常任委員会は請願並みに取り扱いたいという判断に至ったものだと考える。送付後の判断は常任委員会に任せるということか。そもそも請願並みに取り扱うという基準は何なのか。

関戸副議長：判断の部分である。

片岡委員長：何となくの委員会の審査の雰囲気の様にも見受けられるがどうなのか。

関戸副議長：判断基準がないようにも見受けられる。

議会事務局統括主査：その点で確認したことがある。明確な判断基準はないようで市議会の判断によるようである。紹介議員を要する請願と法的根拠に基づかず紹介議員を要しない陳情を同様の結果がもたらされる扱いはどうなのかという疑問が残るところである。市内に居住される陳情者からの陳情を請願並みに扱おうとなった時、それは議会が陳情者に歩み寄る形だが、市内居住者がなぜ紹介議員を求めなかったのか、逆に上程前に議会から歩み寄って請願として提出もできるというところでどうかと感ずるところである。

関戸副議長：個人的な考え方になるが請願と陳情は全くの別物であるが、陳情者は陳情として持参されたわけである。陳情者に陳情を請願並みに扱っても良いですかと確認をするんですよね。確認してから請願並みに取り扱うということですよ。これまではどうか。そもそも本人の意図と違うか

もしれない。陳情者の想いは置いておいて議会が取扱いを変えてしまうことはどうなのか。

議会事務局統括主査：そこまではわからない。個人的に陳情者が陳情で良いと言われているのに議会の判断で扱いを変えてしまうのはどうかと考える。

須藤副委員長：これまでに陳情を請願並みに扱うのが開かれた議会だということでは扱ってきている。

関戸副議長：いろんな課題があるが常任委員会任せで今日に至っている。

須藤副委員長：誰か議員から請願並みにすべきとの発言があるとそのような取扱いになってしまっている。

関戸副議長：これが本当に正しいことなのか、また陳情者の意図と合致していることなのかわからない。

宮川委員：会派ごとのカラーにもよると考えるが、自分が知らないところで陳情が提出され受理されたとして、その陳情を見たときに自分の政治理論と適っていて議論すべきと判断したことが何度もあった。陳情だからといって入口でシャットアウトするのか、請願並みに取り扱うことができるとしておいた方が良いのかそこだと思う。蹴る蹴らないの判断を委員長に任せるのではなくて委員会に諮っていて個人の判断にはならないと思うので私は門戸を拡げておいた方が良いと考える。

関戸副議長：つまり曖昧という結論と思われる。結局どの機関が請願並みの扱いと最終的に決定するのが正しいのか。

議会事務局統括主査：現在は各常任委員会において請願並みに取り扱う決定をしているが、これを本会議へ持ち込むとなると追加日程として本会議で議決する必要がある。すなわち議会運営委員会が日程の追加を認めないことには本会議において審議することはできない。

片岡委員長：これまでは陳情を請願並みに扱うかどうかの判断は議会運営委員会では判断してこなかった。

関戸副議長：本会議議事日程を審査するのが議会運営委員会であるからその判断が必要になってくるようである。

大野議員：常任委員会の総意を否定することになるから、議会運営委員会が常任委員会の総意を翻すことはない。

関戸副議長：実際にはそれはない。

宮川委員：議会運営委員会が審査するのは議会日程上の話である。政策的な話を議会運営委員会で審査するわけではない。

議会事務局統括主査：請願・陳情は、最初に議長あてに提出され本会議に上程するために議会運営委員会で審査される。後に委員会へ付託する際には

議会運営委員会の判断の基で付託されることから議会運営委員会の意思は大きく反映される。委員会の決定を尊重しているが最終的な決定は議会運営委員会にあると考える。

関戸副議長：最初と最後に議会運営委員会の判断が入っている。

片岡委員長：陳情を委員会へ送付する際に議会運営委員会が陳情を請願並みに取り扱うかどうかを決定するという解釈で良いか。

須藤副委員長：違う。陳情は別。

宮川委員：陳情を請願並みに扱うということで議論されているが、請願は議案として取り扱われている。逆の視点で委員会は議案しか取り扱うことができない。すなわち議案として取り扱っていない陳情を委員会で審査できるかそういうことになる。

議会事務局統括主査：おっしゃるとおりで、陳情は委員会へ「送付」させていただいている。陳情は、委員会において「聞き置く」という形で結論付けられているが、これは条例・規則に規定されたものではなく、岩倉市議会の慣例として送付された陳情の結論であると思われる。議会からの「付託」ではないため、結論付けるような指示はない。

須藤副委員長：以前に陳情も委員会に送らなければならないと決めたことである。各々で勉強するなど決めている。

議会事務局統括主査：陳情を送付することは規定されているので、所管する委員会へ送付されている。送付された陳情を各議員が研究したり、どのように扱うかは送付先の委員会によるところ。

須藤副委員長：陳情を請願並みに扱うようになったのは最近である。

関戸副議長：陳情を「聞き置く」と結論付けているのは岩倉市議会の慣例であって、特に何もしないというのも問題はなかった。

須藤副委員長：これまで届いた陳情は、委員会へ送って委員全員で共有したよということでやってきた。

関戸副議長：送付されたものが急に議案になってしまっている。簡単に議案にしてしまっていて良いのかというところである。

宮川委員：そのとおりである。請願は憲法にも保障されていて、願意に基づいて取り扱っているが、陳情を請願並みに、すなわち議案として取り扱うということで、議会にも責任が生じる。

議会事務局統括主査：委員会での審査は議会で委員長から報告される。議長が委員長に報告を促す。しかし、付託されていない陳情を委員長報告として求められる場がないし、報告する場もない。これまでは苦し紛れに他の議案の報告に紛れさせて報告してきた。

大野議員：そのとおりで、最後の議案の報告が終わったところで、「なお、」として陳情を請願並みに扱ったという報告に入る。

議会事務局統括主査：仮にこの一連の流れを議長が知らなかったとしたら、報告を求めた議案とはまるで違う件の報告が始まったとして、議長は委員長の発言を止めてしまう可能性もある。陳情であっても議会から委員会へ付託されたものであったら、その陳情審査についての報告を求めることもできる。

片岡委員長：これまでの議論からすると、陳情を請願並みに取り扱いたい場合は、予め付託案件として議会運営委員会で決めておかないといけないのではないか。

大野議員：要は請願並みに取り扱いたい陳情については、陳情者と話をして、予め紹介議員として署名するだけではないか。

関戸副議長：そのとおりと考える。

大野議員：そうすると陳情を請願並みに扱うという行為自体がなくなるのではないか。

片岡委員長：陳情の取扱いはどうしていくか。請願並みに取り扱うべき陳情は送付の前に予め議会運営委員会で決定すべきかどうかを会派に持ち帰って検討いただきたい。

宮川委員：ことが大きいのでこの場で決められることでもないように考える。全員協議会のその他辺りで提案してみてもどうか。

須藤副委員長：陳情をなぜ請願並みに取り扱い出したかわからない。

（委員会提出議案について）

関戸副議長：請願や陳情には意見書が添えられているものがある。過去に陳情に添えられた意見書を委員会提出議案として上程したことがある。手続きとしてどうなのか。

大野議員：陳情を請願並みに取り扱って採択とした。そして意見書を国に提出することを諮って賛成された。以前は請願として提出されていたものが陳情として提出されたからである。

片岡委員長：その陳情の意見書は、請願並みに取り扱わなくても意見書として国に提出できないか。陳情は陳情としての取扱いで、意見書は委員会提出議案として取り扱えば良いのではないか。

議会事務局統括主査：それは問題ないと考えます。

片岡委員長：請願並みに取り扱わなくても陳情に添えられた意見書を委員会提出議案として上程することは可能なようだ。そういう理由で請願並みに

取り扱う必要はないということだ。

宮川委員：正規に委員会で陳情を審査する場がないのが課題だ。

大野議員：陳述人が見えるときしか議論はしない。

関戸副議長：陳述人が見えたとしても陳情は議論できないと思うがどうか。

議会事務局統括主査：確かに審査の対象ではないが、陳述人が見えれば議案審査と同様のものになってしまう。

大野議員：陳述人によっては意見交換までで納得されて終えることもある。

須藤副委員長：なかなかこの場で結論付けられないことに入ってきている。

片岡委員長：議会基本条例推進協議会のような全議員が揃う場で委員長から提案してみる。

（定例会会期について）

議会事務局統括主査：定例会中の議会運営委員会で次回9月定例会の会期案を決定したわけであるが、委員からその都度会期を変更するのは良くないという意見も聞かれた。3月及び9月定例会について基本形を考案いただき、変更を加えるにしても軽微な変更で済むような会期案を協議いただきたいがどうか。すぐに決められるものではないと考える。

宮川委員：以前は、議会だよりが半月単位での発行であった。これが1か月単位になってしまったことで、議会だよりの編集に合わせて定例会会期の変更を重ね現在のものとなったと思われる。議会の本来の役目は定例会でのしっかりした議論、それを犠牲にしてまで広報というものに合わせる必要があるのか、課題として議員全員が議会そのものの在り方を認識しないといけないのではないか。本末転倒している気がする。しっかりしたものを出すのは良いが、個人においても議会報告を出されている方も見える。今のままではいびつに思う。

片岡委員長：宮川委員の発言はごもっともである。それも踏まえて3月、9月定例会の会期の在り方を議論していきたい。

1 1 その他

特になし